

防衛大臣指示第18号
平成19年5月15日
改正 防衛大臣指示第23号
平成19年8月30日
防衛大臣指示第4号
平成27年10月1日

大臣官房長
各局長
各防衛参事官
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
技術研究本部長
装備本部長
防衛施設庁長官

防 衛 大 臣

情報流出防止に係る隊員に対する指導の実施に関する防衛大臣指示

自衛隊においては、一連の情報流出事案を踏まえ、昨年4月、秘密電子計算機情報流出等再発防止に係る抜本的対策の具体的措置を取りまとめ、同月以降、再発防止に鋭意取り組んできたところである。

しかしながら、今般、海上自衛隊の隊員が秘密の疑いのある情報を自宅で保有していた事案が明らかになるなど、自衛隊においては、未だ情報流出を根絶できていない。

情報流出事案の続発は、「自衛隊が取り扱う情報は国の安全に直結するものであり、その漏えいは国の安全に重大な影響を与えるもの」との認識が欠如した隊員が存在することの証左であり、このことは、自衛隊における情報管理の重要性が隊員一人ひとりにまで十分浸透しておらず、自衛隊の各級指揮官の指導・統率力をも疑わせるものである。

本事案は、我が国の安全保障にかかわる重大な事案であることから、情報流出事案の根絶のため、別紙の方針に従い、管下の全ての隊員に対し、情報流出防止に係る指導を実施し、その実施状況及び結果を情報流出対策会議（防防調第4212号（19.4.23）別紙の第1に規定する情報流出対策会議をいう。）において報告せよ。

添付書類：別紙

情報流出防止に係る隊員に対する指導の実施方針

- 1 上官（大臣官房長、各局長、本省の施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長及び防衛装備庁長官が別に指定する者をいう。以下同じ。）は、部下に対し、個別面談を行う。
- 2 個別面談においては、上官は、情報保全等に係る知識の付与にとどまることなく、自衛隊における情報管理の重要性についての認識を植え付けることなどにより、隊員の自覚を促すとともに、情報保全及び情報セキュリティに対する意識の改革を行うため、自らが指導した隊員には絶対に情報流出をさせないという気概をもって、上官としての全人格を傾注して指導する。
- 3 個別面談による指導に併せ、私有パソコン及び私有可搬記憶媒体の保有並びにそれらにおける業務用データの取扱いの有無に関するこれまでの調査において、虚偽回答があったことにかんがみ、上官は、隊員の申告を鵜呑みにすることなく、隊員の身上等を十分に把握する。
- 4 個別面談においては、上官は、一人ひとりにきめ細かな指導が行えるよう、十分な時間を確保する。
- 5 上官は、情報流出防止を図る上で適切な知見を有する職員として指定された部隊等情報保証責任者（防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）第8条に規定する部隊等情報保証責任者をいう。）と十分に連携する。
- 6 本年においては、速やかに、全ての隊員に対する個別面談を実施することとし、以後は、全ての隊員に対する個別面談を毎年1回以上実施する。